

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う
2023年度グローバル入学試験の出願資格の配慮措置について

新型コロナウイルス感染症拡大等を考慮し、以下の通り、グローバル入学試験（I. 国際的な活躍を志す者を対象とした入学試験）の出願資格について配慮します。

■2021年12月24日HP掲載「2023年度入試（2022年度秋実施）「総合型選抜」について」P.1（出願資格）

出願資格	出願資格の配慮措置
<p>次の①に該当し、かつ②～⑤の中で1つ以上に該当する者。</p> <p>①本学が指定する英語資格・検定試験のスコア CEFR B1 レベル以上を有する者。</p> <p>＊</p> <p>②日本の高等学校在籍期間中に、90日以上連続して、海外で留学した経験を有する者</p> <p>③高等学校入学後、模擬国連の活動に熱心に取り組み、その活動の実績を、客観的な資料によって証明できる者。</p> <p>④「関西学院世界市民明石塾」に参加し修了した者、または修了予定の者。</p> <p>⑤高等学校入学後、英語弁論大会、英語エッセイコンテストなどにおける全国レベルの大会において入賞実績を有する者。</p> <p>＊本学が指定する英語資格・検定試験のスコア 文部科学省（平成30年3月発表）の『各資格・検定試験との対照表』に記載のあるもので、正規スコアとする。また、各民間試験運営機関が定める有効期限内のものに限る。</p>	<p>次の①に該当し、かつ②～⑤の中で1つ以上に該当する者。<u>ただし、やむを得ず②～⑤のいずれの条件も満たしていない場合、今年度限りの措置として①のみに該当する者。</u></p> <p>①本学が指定する英語資格・検定試験のスコア CEFR B1 レベル以上を有する者。</p> <p>＊</p> <p>②日本の高等学校在籍期間中に、90日以上連続して、海外で留学した経験を有する者。<u>なお、今年度限りの措置として次の内容を追加する。</u></p> <p><u>a)90日以上連続した留学のためにすでに留学を開始していたにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症の影響により帰国せざるを得なくなった者。</u></p> <p><u>b)90日以上連続した留学のために留学許可を受けていたにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症の影響により渡航することができなかった者。</u></p> <p>③高等学校入学後、模擬国連の活動に熱心に取り組み、その活動の実績を、客観的な資料によって証明できる者。</p> <p>④「関西学院世界市民明石塾」に参加し修了した者、または修了予定の者。</p> <p>⑤高等学校入学後、英語弁論大会、英語エッセイコンテストなどにおける全国レベルの大会において入賞実績を有する者。</p> <p>＊本学が指定する英語資格・検定試験のスコア 文部科学省（平成30年3月発表）の『各資格・検定試験との対照表』に記載のあるもので、正規スコアとする。また、各民間試験運営機関が定める有効期限内のものに限る。</p>

注：やむを得ず②～⑤のいずれの条件も満たしていない場合は、別途「予定していた取り組み」や「その取り組みに至る過程」等を記載する書類を提出すること。様式・提出方法等については、別途掲載いたします（2022年6月HP掲載予定）。

※2023年度入学試験要項は、2022年6月発行予定。

以上